

くれしんではじめませんか？

NISAは利益に対して税金がかからない制度です。

ニーサ

新NISA口座開設 キャンペーン

キャンペーン期間 2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)



口座開設は
くれしんで



キャンペーン期間中、新NISAの
口座開設お申込みのお客さまに
1,000円プレゼント!
(口座に入金します!)

もれなく
もらえる

※当金庫でNISA口座開設が完了した日を基準として、その翌月10日または20日(土日・祝日の場合は翌営業日)にお客さまの普通預金口座にご入金します。

	新NISA	
	つみたて投資枠	併用可 成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無制限	
非課税保有限度額	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)	
		1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託(金融庁の基準を満たした投資信託に限定)	上場株式・投資信託等(①整理・監理銘柄②信託期間20年未満・毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外)
対象年齢	18歳以上	

※出典:金融庁「NISA特設ウェブサイト(NISAとは?)」



笑顔と笑顔のおつきあい

呉信用金庫



2025年4月1日現在

新NISA口座開設キャンペーン

キャンペーン期間 2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)

キャンペーンに関するご留意事項

- キャンペーンの対象は、2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)までに当庫でNISA口座開設が完了した個人のお客さまです。
- キャンペーンへのお申込みは不要です(条件を満たした方は自動的に対象となります)。
- 当金庫でNISA口座開設が完了した日を基準として、その翌月10日または20日(土日・祝日の場合は翌営業日)にお客さまの普通預金口座(投資信託の振替口座)にご入金します。
- NISA口座を開設し、購入いただいた後で税務署より非承認となった場合、キャンペーン対象外となります。
- 現金プレゼントにつきましては課税対象となる場合がありますので、詳しくは税務署等にご確認ください。
- キャンペーン内容は、予告なく変更または中止となる場合があります。あらかじめご了承ください。

NISAご利用にあたってのご留意事項

- 日本にお住まいの18歳以上(NISA口座開設年の1月1日時点)の個人のお客さまが対象です。
- 非課税口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において一人につき1口座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。
- 所定の手続きをすることで金融機関の変更が可能です。金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税口座を開設した場合でも、各年において1つの金融機関の非課税口座でしか公募株式投資信託を購入することができません。
- 金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関のNISA口座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。
- 金融機関によって、取扱うことのできる金融商品の種類およびラインナップは異なります。当金庫では、税法上の公募株式投資信託のみ取り扱っています。
- 当金庫のNISA口座内の公募株式投資信託は、お客さまが他の金融機関に開設されるNISA口座へ移管することはできません。
- 非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得等との損益通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- 非課税投資枠の未使用分を翌年以降繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間の非課税投資枠が費消されます。
- 非課税年間投資枠は、「つみたて投資枠」が年間120万円、「成長投資枠」が年間240万円まで利用でき、これらの投資枠は併用が可能のため、最大で年間360万円まで非課税で投資できます。
- 非課税保有限度額は、取得残高(簿価残高)で1,800万円(うち成長投資枠の上限は1,200万円)となります。
- 非課税保有限度額は「簿価(公募株式投資信託の取得価額)残高方式」で管理され、NISAで保有している公募株式投資信託を売却等した場合、翌年以降、年間投資枠の範囲内で、売却等した公募株式投資信託の簿価分の非課税枠を再利用できます。
- 非課税口座開設には、特定口座または一般口座の開設が必要です。
- 成長投資枠対象ファンドは、信託期間20年未満、毎月分配型、高レバレッジ型等は除外されます。
- つみたて投資枠のご利用は、税法上の公募株式投資信託のうち一定の要件を満たすものに限られ、累積投資契約に基づき、定期的かつ継続的な方法です。
- つみたて投資枠を契約した日から10年を経過した日(10年後以降は5年経過した日ごとの日)におけるお客さまの氏名・住所を再確認させていただきます。また、その経過日から1年を経過する日までの間に確認ができなかった場合には、その確認ができるまで、新たにNISA口座への公募株式投資信託を受け入れることができなくなります。
- つみたて投資枠では、購入した公募株式投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱が変更となる可能性があります。

投資信託のご留意事項

投資信託は、組入価値証券等の価格下落や組入価値証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。

- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- 当金庫が取扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境により変動します。したがって、元本保証および利回り保証はありません。
- 投資された資産の減少を含むリスクにつきましては、購入者であるお客さまがご負担されることになります。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に最大3.30%の購入時手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.50%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年2.420%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。また、その他の費用として、監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料、資産を外国で保管する場合の費用等をご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 当金庫はご購入・ご換金のお申込の取り扱いを行います。投資信託の設定・運用は、各運用会社が行います。
- 投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、ご換金可能な日時が制限されているものがあります。ご購入・ご換金の際の手数料、運用管理費用(信託報酬)および信託財産留保額などの諸費用についてご確認ください。
- 本資料は当金庫が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は当金庫の投資信託取扱窓口にて用意しております。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリング・オフの適用はありません。
- お取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございます。あらかじめご了承ください。